



宮 崎 県 公 報

平成21年12月10日 (木曜日) 第 2141 号

発 行 宮 崎 県
印 刷 宮 崎 市 高 洲 町 222 番 地
合 資 会 社 愛 文 社 印 刷 所

発 行 定 日 毎 週 月 ・ 木 曜 日
購 読 料 (送 料 共) 1 年 36,000 円

目 次

告 示

- 障害者自立支援法に基づく指定自立支援医療機関 (精神通院医療) の指定…………… (障害福祉課) 1
- 障害者自立支援法に基づく指定自立支援医療機関 (精神通院医療) の名称の変更…………… () 1
- 障害者自立支援法に基づく指定自立支援医療機関 (精神通院医療) の指定の辞退…………… () 1
- 民有林の保安林の指定 (5件) …………… (自然環境課) 2
- 保安林の指定予定の通知…………… () 3
- 保安林の指定の解除予定の通知…………… () 3
- 港湾施設の概要の公示 (5件) …………… (港湾課) 3

公 告

頁

- 大規模小売店舗の変更に関する届出 (2件) … (商業支援課) 12
- 建設業法に基づく建設業者の営業停止の命令…………… (管理課) 13
- 建設業法に基づく建設業者の許可の取消し…………… () 14
- 入札公告……………15

病院局公告

- 落札者の公告……………16

選挙管理委員会告示

- 平成20年分の政治団体の収支報告書の要旨の公表……………16
- 平成19年分の政治団体の収支報告書の要旨の一部訂正……………16
- 平成19年及び20年分の政治団体の収支報告書の要旨の一部訂正……………17
- 平成20年分の政治団体の収支報告書の要旨の一部訂正……………18

告 示

宮崎県告示第 774号

障害者自立支援法 (平成17年法律第 123号) 第54条第2項の規定により、精神通院医療を行う指定自立支援医療機関を次のとおり指定した。

平成21年12月10日

宮崎県知事 東国原 英 夫

名 称	所在地	担当する医療の種類	指 定年月日
結い診療所	綾町	精神通院医療	平成21年12月1日
ハロー薬局大町店	宮崎市	薬局	平成21年12月1日
国武薬局	宮崎市	薬局	平成21年12月1日
国武薬局うきた店	宮崎市	薬局	平成21年12月1日
三和薬局	宮崎市	薬局	平成21年12月1日
国武薬局小林店	小林市	薬局	平成21年12月1日

郷田薬局	綾町	薬局	平成21年12月1日
------	----	----	------------

宮崎県告示第 775号

障害者自立支援法 (平成17年法律第 123号) 第64条の規定により、精神通院医療を行う指定自立支援医療機関の名称の変更について次のとおり届出があった。

平成21年12月10日

宮崎県知事 東国原 英 夫

名 称	所在地	名 称		変 更年月日
		変更前	変更後	
北野クリニック	宮崎市	北野クリニック	北野メンタルクリニック	平成21年11月1日

宮崎県告示第 776号

障害者自立支援法 (平成17年法律第 123号) 第65条の規定により、精神通院医療を行う次の指定自立支援医療機関はその指定を辞退した。

平成21年12月10日

宮崎県知事 東国原 英 夫

名 称	所在地	担当する医療の種類	辞 退年月日

みらい薬局	宮崎市	薬局	平成21年 12月7日
-------	-----	----	----------------

宮崎県告示第 777号

森林法（昭和26年法律第 249号）第25条の2 第1項の規定により、次のとおり民有林の保安林の指定をする。

平成21年12月10日

宮崎県知事 東国原 英 夫

- 1 民有林の保安林の所在場所 東臼杵郡門川町大字川内字柿木田 6471、6477-1 から6477-3 まで、6482-1、字池田6876、字北ノ内6877-1
- 2 指定の目的 水源のかん養
- 3 指定施業要件
 - (1) 立木の伐採の方法
 - ア 主伐に係る伐採種は、定めない。
 - イ 主伐として伐採をすることができる立木は、当該立木の所在する市町村に係る市町村森林整備計画で定める標準伐期齢以上のものとする。
 - ウ 間伐に係る森林は、次のとおりとする。
 - (2) 立木の伐採の限度並びに植栽の方法・期間及び樹種

次のとおりとする。

（「次のとおり」は、省略し、その関係書類を宮崎県環境森林部自然環境課及び東臼杵農林振興局並びに門川町役場に備え置いて縦覧に供する。）

宮崎県告示第 778号

森林法（昭和26年法律第 249号）第25条の2 第1項の規定により、次のとおり民有林の保安林の指定をする。

平成21年12月10日

宮崎県知事 東国原 英 夫

- 1 民有林の保安林の所在場所 東臼杵郡諸塚村大字家代字内ノ口 5801、字椎原5817-1、5827-1、5829-1
- 2 指定の目的 土砂の流出の防備
- 3 指定施業要件
 - (1) 立木の伐採の方法
 - ア 次の森林については、主伐は択伐による。
字内ノ口5801・字椎原5817-1・5827-1・5829-1（以上4筆について、次の図に示す部分に限る。）
 - イ その他の森林については、主伐に係る伐採種を定めない。
 - ウ 主伐として伐採をすることができる立木は、当該立木の所在する市町村に係る市町村森林整備計画で定める標準伐期齢以上のものとする。
 - エ 間伐に係る森林は、次のとおりとする。
 - (2) 立木の伐採の限度並びに植栽の方法・期間及び樹種

次のとおりとする。

（「次の図」及び「次のとおり」は、省略し、その図面及び関係書類を宮崎県環境森林部自然環境課及び東臼杵農林振興局並びに諸塚村役場に備え置いて縦覧に供する。）

宮崎県告示第 779号

森林法（昭和26年法律第 249号）第25条の2 第1項の規定により、次のとおり民有林の保安林の指定をする。

平成21年12月10日

宮崎県知事 東国原 英 夫

- 1 民有林の保安林の所在場所 東臼杵郡諸塚村大字家代字尾手ノ尾 712-22、712-59、712-60、大字七ツ山字高サレ2559-2、2559-6、2560-2、字高八重4712、4713-1、4714-1、4717、字狐谷4754-1、4754-3
- 2 指定の目的 水源のかん養
- 3 指定施業要件
 - (1) 立木の伐採の方法
 - ア 次の森林については、主伐は択伐による。
字尾手ノ尾 712-60・字高サレ2559-6・2560-2・字高八重4712・4713-1・4714-1・字狐谷4754-1（以上7筆について、次の図に示す部分に限る。）、字尾手ノ尾 712-22、712-59、字高サレ2559-2、字高八重4717、字狐谷4754-3
 - イ その他の森林については、主伐に係る伐採種を定めない。
 - ウ 主伐として伐採をすることができる立木は、当該立木の所在する市町村に係る市町村森林整備計画で定める標準伐期齢以上のものとする。
 - エ 間伐に係る森林は、次のとおりとする。
 - (2) 立木の伐採の限度並びに植栽の方法・期間及び樹種

次のとおりとする。

（「次の図」及び「次のとおり」は、省略し、その図面及び関係書類を宮崎県環境森林部自然環境課及び東臼杵農林振興局並びに諸塚村役場に備え置いて縦覧に供する。）

宮崎県告示第 780号

森林法（昭和26年法律第 249号）第25条の2 第1項の規定により、次のとおり民有林の保安林の指定をする。

平成21年12月10日

宮崎県知事 東国原 英 夫

- 1 民有林の保安林の所在場所 東臼杵郡椎葉村大字不土野字尾後ノ崎 503-11・字下灰ノ川内 556-1（以上2筆について次の図に示す部分に限る。）
- 2 指定の目的 土砂の流出の防備
- 3 指定施業要件
 - (1) 立木の伐採の方法
 - ア 次の森林については、主伐は択伐による。
字尾後ノ崎 503-11・字下灰ノ川内 556-1（以上2筆について、次の図に示す部分に限る。）
 - イ その他の森林については、主伐に係る伐採種を定めない。
 - ウ 主伐として伐採をすることができる立木は、当該立木の所在する市町村に係る市町村森林整備計画で定める標準伐期齢以上のものとする。
 - エ 間伐に係る森林は、次のとおりとする。
 - (2) 立木の伐採の限度並びに植栽の方法・期間及び樹種

次のとおりとする。

（「次の図」及び「次のとおり」は、省略し、その図面及び関係書類を宮崎県環境森林部自然環境課及び東臼杵農林振興局並びに椎葉村役場に備え置いて縦覧に供する。）

宮崎県告示第 781号

森林法（昭和26年法律第 249号）第25条の2 第1項の規定により、次のとおり民有林の保安林の指定をする。

平成21年12月10日

宮崎県知事 東国原 英 夫

1 民有林の保安林の所在場所 東臼杵郡椎葉村大字不土野字尾後ノ崎 470-4・470-6 (以上2筆について次の図に示す部分に限る。)

2 指定の目的 土砂の流出の防備

3 指定施業要件

(1) 立木の伐採の方法

ア 主伐に係る伐採種は、定めない。

イ 主伐として伐採をすることができる立木は、当該立木の所在する市町村に係る市町村森林整備計画で定める標準伐期齢以上のものとする。

ウ 間伐に係る森林は、次のとおりとする。

(2) 立木の伐採の限度並びに植栽の方法・期間及び樹種

次のとおりとする。

(「次の図」及び「次のとおり」は、省略し、その図面及び関係書類を宮崎県環境森林部自然環境課及び東臼杵農林振興局並びに椎葉村役場に備え置いて縦覧に供する。)

宮崎県告示第782号

森林法(昭和26年法律第249号)第29条の規定により、農林水産大臣から、次のとおり保安林の指定をする予定である旨の通知があった。

平成21年12月10日

宮崎県知事 東国原 英 夫

1 保安林予定森林の所在場所 西臼杵郡五ヶ瀬町大字鞍岡字戸鼻 6163-118から6163-122まで

2 指定の目的 水源のかん養

3 指定施業要件

(1) 立木の伐採の方法

ア 主伐に係る伐採種は、定めない。

イ 主伐として伐採をすることができる立木は、当該立木の所在する市町村に係る市町村森林整備計画で定める標準伐期齢以上のものとする。

ウ 間伐に係る森林は、次のとおりとする。

(2) 立木の伐採の限度並びに植栽の方法・期間及び樹種

次のとおりとする。

(「次のとおり」は、省略し、その関係書類を宮崎県環境森林部自然環境課及び西臼杵支庁並びに五ヶ瀬町役場に備え置いて縦覧に供する。)

宮崎県告示第783号

森林法(昭和26年法律第249号)第29条の規定により、農林水産大臣から、次のとおり保安林の指定を解除する予定である旨の通知があった。

平成21年12月10日

宮崎県知事 東国原 英 夫

1 解除予定保安林の所在場所 都城市(国有林。次の図に示す部分に限る。)

2 保安林として指定された目的 水源のかん養

3 解除の理由 農地改良事業用地とするため(次の図に示す部分に限る。)、指定理由の消滅(次の図に示す部分に限る。)

(「次の図」は、省略し、その図面を宮崎県環境森林部自然環境課及び北諸県農林振興局並びに都城市役所に備え置いて縦覧に供する。)

宮崎県告示第784号

港湾法(昭和25年法律第218号)第34条において準用する同法第12条第5項の規定により、新たに完成した宮崎県が管理する港湾施設の概要を次のとおり公示する。

なお、関係図面は、宮崎県県土整備部港湾課及び宮崎県北部港湾事務所において公衆の縦覧に供する。

平成21年12月10日

宮崎県知事 東国原 英 夫

港名	港湾施設				
	区分	種類	位置(図面対象番号)	数量	能力
古江港 (古江・阿蘇地区)	外郭施設	防波堤	延岡市北浦町古江字古江浜2501番63地先(B-1-36)	延長100.0メートル	天端高4.0メートル

宮崎県告示第785号

港湾法(昭和25年法律第218号)第34条において準用する同法第12条第5項の規定により、宮崎県が管理する港湾施設の概要を次のとおり公示する。

なお、関係図面は、宮崎県県土整備部港湾課及び宮崎県串間土木事務所において公衆の縦覧に供する。

平成21年12月10日

宮崎県知事 東国原 英 夫

港名	港湾施設				
	区分	種類	位置(図面対象番号)	数量	能力
福島港	外郭施設	防波堤	串間市大字南方字永畑地先(B-1-1-5)	延長6.20メートル	天端高5.90メートル
	臨港交通施設	臨港道路	串間市大字南方字金谷4273番から串間市大字南方字永畑4559番4まで(D-1-1)	延長945.0メートル	車道幅員7.0メートル

宮崎県告示第786号

港湾法(昭和25年法律第218号)第34条において準用する同法第12条第5項の規定により、宮崎県が管理する港湾施設の概要を次のとおり公示する。

関係図面は、宮崎県県土整備部港湾課、宮崎県北部港湾事務所、宮崎県中部港湾事務所、宮崎県油津港湾事務所及び宮崎県串間土木事務所において公衆の縦覧に供する。

なお、港湾施設の概要の公示(平成19年宮崎県告示第315号)は、廃止する。

平成21年12月10日

宮崎県知事 東国原 英 夫

港名	港湾施設				
	区分	種類	位置(図面対象番号)	数量	能力

古江港 (古江・阿蘇地区)	外郭施設	防波堤	延岡市北浦町古江字阿蘇地先 (B-1-29)	延長 30.0メートル	天端高 5.0メートル	美々津港	外郭施設	防波堤	日向市美々津町下町地先 (B-1-20)	延長 48.1メートル	天端高 5.0メートル	
		離岸堤	同上 (B11-3)	延長 5.0メートル	天端高 - 0.5メートル			港湾環境整備施設	植栽	日向市美々津町崎田地先 (L-4-2)	延長 163.4メートル 面積 1,634平方メートル	
		護岸	同上 (B-5-33-1)	延長 124.0メートル	天端高 5.5メートル				その他の施設	同上 (N-5-1)	ボックスカルバート 260.1メートル	
延岡港	外郭施設	防波堤	延岡市東海町川口地先 (B-1-7-8)	延長 20.0メートル	天端高 4.5メートル	宮崎港	外郭施設	護岸	宮崎市阿波岐原町前浜1400番2地先 (B-5-25)	延長 300.0メートル	天端高 7.0メートル	
		護岸	延岡市方財町地先 (B-5-6-1)	延長 182.9メートル	天端高 7.0メートル			同上 (B-5-26)	延長 89.5メートル	天端高 2.8メートル		
		同上	同上 (B-5-6-2)	延長 131.5メートル	天端高 7.0メートル			同上 (B-5-26-1)	延長 30.0メートル	天端高 2.8メートル		
熊野江港	外郭施設	防波堤	延岡市熊野江町地先 (B-1-9)	延長 10.0メートル	天端高 5.5メートル			同上 (B-5-27)	延長 215.0メートル	天端高 2.8メートル		
		細島港 (工業港地区)	廃棄物処理施設	廃棄物物理立護岸	日向市竹島町地先 (K-1-1)			延長 624.0メートル	天端高 5.5メートル	同上 (B-5-28)	延長 304.2メートル	天端高 2.8メートル
					同上 (K-1-2)			延長 5.0メートル	天端高 5.0メートル	同上 (B-5-29)	延長 75.0メートル	天端高 3.5メートル
					同上 (K-1-3)			延長 40.0メートル	天端高 5.0メートル	同上 (B-5-30)	延長 105.0メートル	天端高 3.5メートル
同上 (K-1-4)	延長 7.0メートル				天端高 5.0メートル			同上 (B-5-31)	延長 60.0メートル	天端高 3.5メートル		
細島港 (商業港地区)	港湾公害防止施設	防塵柵	日向市大字日知屋字西ノ原5505番4 (J-3-3)	延長 127.7メートル	高さ 8.0メートル			臨港交通施設	臨港道路	宮崎市港東1丁目1番2 (D-1-19)	延長 221.1メートル	幅員 20.0メートル
平岩港	外郭施設	防砂堤	日向市大字平岩字上船人地先 (B-2-4)	延長 24.0メートル	天端高 5.0メートル							

宮 崎 県 公 報

平成 21 年 12 月 10 日 (木曜日) 第 2141 号

			宮崎市港東1丁目1番1 (D-1-20)	延長 552.3メートル	幅員 11.5メートル			施設	橋	(C-4-1)	45.4メートル	2.0メートル	
			宮崎市港東3丁目1番 (D-1-21)	延長 100.0メートル	幅員 11.5メートル			油津港	外郭施設	防波堤	日南市大字平野字大節8338番1地先 (B-1-5-2)	延長 40.0メートル	天端高 8.5メートル
			同上 (D-1-22)	延長 200.0メートル	幅員 9.5メートル				港湾環境整備施設	植栽	日南市油津3丁目11番 (L-4-4)	面積 623.83平方メートル	
			宮崎市港東1丁目1番1 (D-1-23)	延長 437.0メートル	幅員 11.5メートル				外浦港	係留施設	物揚場	日南市南郷町大字贊波29番12地先 (C-6-4)	延長 110.0メートル
			同上 (D-1-24)	延長 221.2メートル	幅員 11.5メートル					岸壁	同上 (C-1-4)	延長 100.0メートル	水深 5.0メートル
			同上 (D-1-25)	延長 80.0メートル	幅員 9.5メートル			福島港	外郭施設	防波堤	串間市大字西方字下夕町地先 (B-1-9-2)	延長 120.0メートル	天端高 5.5メートル
			同上 (D-1-26)	延長 80.0メートル	幅員 9.5メートル						同上 (B-1-9-3)	延長 120.0メートル	天端高 5.5メートル
			同上 (D-1-27)	延長 80.0メートル	幅員 9.5メートル						串間市大字南方字洲崎地先 (B-1-3-1)	延長 77.0メートル	天端高 3.4メートル
			同上 (D-1-28)	延長 60.0メートル	幅員 9.5メートル						同上 (B-1-3-2)	延長 50.0メートル	天端高 3.4メートル
			宮崎市港東3丁目1番 (D-1-29)	延長 60.0メートル	幅員 9.5メートル				防砂提		串間市大字西方字下夕町地先 (B-2-6-1)	延長 31.30メートル	天端高 6.2メートル
			宮崎市港東1丁目1番1 (D-1-30)	延長 420.0メートル	幅員 9.5メートル						同上 (B-2-6-2)	延長 127.65メートル	天端高 5.00メートル
			同上 (D-1-31)	延長 210.0メートル	幅員 9.5メートル						同上 (B-2-6-3)	延長 162.40メートル	天端高 3.2メートル
			同上 (D-1-32)	延長 210.0メートル	幅員 9.5メートル						同上 (B-2-6-5)	延長 14.00メートル	天端高 3.00メートル
											同上 (B-2-6-6)	延長 27.25メートル	天端高 3.00メートル
内海港	係留	さん	宮崎市大字内海地先	延長	水深								

荷さばき施設	軌道走行式荷役機械	日向市竹島町3番 (F-2-6)	1基	吊り上げ荷重 48.4トン 公称能力 40トン/時				港湾の管理のための施設 (チェッキングブリッジ)	(N-5-3)		ートル幅員 13.8メートル
	荷さばき地	日向市竹島町3番2 (F-4-2)	面積 40,138平方メートル	アスファルト舗装							
船舶役務用施設	給水施設	同上 (I-1-13)	2基	30トン/時				その他の港湾の管理のための施設 (危険物用消火栓)	日向市竹島町3番2 (N-5-4)	2基	給水能力 30トン/時
港湾管理施設	港湾管理用資材倉庫	日向市竹島町3番 (N-2-3)	総床面積 105.4平方メートル	軽量鉄骨造平屋建て				港湾管理事務所	日向市竹島町3番 (N-5-5)	総床面積 281.8平方メートル	プレハブ2階建て
	その他の港湾の管理のための施設 (ヤード照明灯)	同上 (N-5-1)	1基	高さ 30.0メートル				その他の港湾の管理のための施設 (オイルフェンス巻取機)	同上 (N-5-6)	1基	巻取数量A型オイルフェンス 600メートル
	その他の港湾の管理のための施設 (冷凍コンセント盤)	同上 (N-5-2)	6基	屋外式自立型防滴構造				物揚場	日向市大字細島字八幡町852番4地先 (C-6-11)	延長 90.0メートル	水深 3.5メートル
	その他の	日向市竹島町3番及び3番2	1基	高さ 8.2メ					同上 (C-6-12)	延長 120.0メートル	水深 3.5メートル

宮 崎 県 公 報

平成 21 年 12 月 10 日 (木曜日) 第 2141 号

	港湾 環境 整備 施設	緑地	日向市大字日知屋字 幡浦 (L-2-2-1)	面積 7,927平 方メー トル				(B-7-3)	190.0メ ートル	6.0メ ートル								
美々津 港	外郭 施設	防波 堤	日向市美々津町地先 (B-1-22)	延長 72.0メ ートル	天端高 7.8メ ートル			同上 (B-7-4)	延長 170.0メ ートル	天端高 6.0メ ートル								
宮崎港	水域 施設	泊地	宮崎市港東3丁目6 番地先 (A-2-1-3)	面積 54,300平 方メー トル	水深 7.5メ ートル			同上 (B11-8)	延長 200.0メ ートル	天端高 - 0.5 メー トル								
			同上 (A-2-1-4)	面積 62,700平 方メー トル	水深 9.0メ ートル						同上 (B11-9)	延長 160.0メ ートル	天端高 - 0.5 メー トル					
			同上 (A-2-1-5)	面積 132,400 平方メ ートル	水深 9.0メ ートル			臨港 交通 施設	臨港 道路	宮崎市新別府町前浜 1400番16 (D-1-38)				延長 753.0メ ートル	幅員 6.5メ ートル			
			宮崎市新別府町前浜 1400番16地先 (A2'-1)	面積 24,000平 方メー トル	水深 3.0メ ートル						駐車 場	同上 (D-4-5)	面積 3,767平 方メー トル			アスフ アルト 舗装		
			同上 (B1'-1)	延長 300.0メ ートル	天端高 6.5メ ートル			港湾 環境 整備 施設	緑地	同上 (L-2-4)				面積 8,800平 方メー トル				
	同上 (B1'-2)	延長 175.0メ ートル	天端高 7.0メ ートル			同上 (L-2-5)	面積 21,600平 方メー トル											
	護岸	宮崎市阿波岐原町前 浜4277番32地先 (B-5-32)	延長 327.0メ ートル	天端高 3.5メ ートル					港湾 管理 施設	港湾 管理 事務 所		同上 (N-1-2)	総床面積 19.87平 方メー トル	木造平 屋建て				
			同上 (B-5-33)	延長 170.0メ ートル	天端高 6.0メ ートル			内海港			外郭 施設				防波 堤	宮崎市大字内海字鉢 屋平3469番10地先 (B-1-9-2)	延長 48.6メ ートル	天端高 4.6メ ートル
			同上 (B-5-34)	延長 415.8メ ートル	天端高 5.5メ ートル													
	突堤	同上 (B-7-2)	延長 280.0メ ートル	天端高 4.0メ ートル			油津港	外郭 施設	防波 堤	日南市大字平野字大 節8338番41地先 (B-1-5-5)	延長 18.3メ ートル	天端高 7.5メ ートル						
同上			延長	天端高									荷さ	上屋	日南市大字平野字大	総床面積	鉄骨造	

	ばき施設		節8338番41 (F-5-1)	1,732.46 平方メー トル	平屋建 て	港地区)	施設		(D-1-16)	ートル	ートル
	港湾環境整備施設	緑地	同上 (L-2-3)	面積 13,000平 方メー トル			荷さばき施設	軌道 走行 式荷 役機 械	同上 (F-2-5)	1基	吊り上 げ荷重 45.0ト ン 公称能 力 350ト ン/時
	港湾管理施設	その他の港湾の管理のための施設(照明灯)	同上 (N-5-1)	6基	高さ 12.5メ ー トル 1,000 ワット ×9灯 /1基		荷さばき地	同上 (F-4-1)	面積 24,106平 方メー トル	コンク リート 舗装	
福島港	水域施設	泊地	串間市大字西方字下 夕町地先 (A-2-5)	面積 35,487平 方メー トル	水深 5.5メ ー トル	細島港 (商業 港地区)	港湾管理事務所	日向市大字日知屋字 新開 17371番2 (N-1-1)	総床面積 839.24平 方メー トル		
	外郭施設	防波堤	同上 (B-1-9-5)	延長 50.0メー トル	水深 5.3メ ー トル		港湾管理用資材倉庫	日向市大字日知屋字 竹島町3 (N-2-2)	総床面積 211.25平 方メー トル		
			護岸	同上 (B-5-25-4)	延長 23.1メー トル	水深 4.3メ ー トル	その他施設(防塵柵)	日向市大字日知屋字 西の原5505番4 (J-3-1)	延長 105.3メ ー トル	高さ 8.0メ ー トル	
大納港	外郭施設	防波堤	串間市大字大納字繩 手地先 (B-1-2-7)	延長 15.0メー トル	天端高 5.0メ ー トル	美々津 港	外郭施設	防波堤	日向市大字幸脇字港 柱通地先 (B-1-17)	延長 12.6メー トル	天端高 5.7メ ー トル
									同上 (B-1-19)	延長 20.3メー トル	天端高 5.7メ ー トル
								護岸	日向市大字美々津町 字北石並地先 (B-5-39)	延長 40.56メ ー トル	天端高 7.0メ ー トル
								日向市大字美々津町 字崎田町地先 (B-5-40)	延長 184.79メ ー トル	天端高 7.0メ ー トル	
						延岡港	外郭施設	防波堤	延岡市東海町地先 (B-1-7-5)	延長 17.5メー トル	天端高 4.5メ ー トル
						延岡新	外郭	防波	延岡市新浜町2丁目	延長	天端高

宮崎県告示第 788号

港湾法(昭和25年法律第 218号)第34条において準用する同法第12条第5項の規定により、宮崎県が管理する港湾施設の概要を次のとおり公示する。

関係図面は、宮崎県県土整備部港湾課、宮崎県北部港湾事務所、宮崎県中部港湾事務所、宮崎県油津港湾事務所及び宮崎県串間土木事務所において公衆の縦覧に供する。

なお、港湾施設の概要の公示(平成20年宮崎県告示第 949号)は、廃止する。

平成21年12月10日

宮崎県知事 東国原 英 夫

港 名	港 湾 施 設				
	区分	種類	位置(図面対象番号)	数 量	能 力
細島港 (工業)	臨港 交通	臨港 道路	日向市大字日知屋字 竹島町3	延長 310.0メ	幅員 11.5メ

宮 崎 県 公 報

平成 21 年 12 月 10 日 (木曜日) 第 2141 号

港	施設	堤	8935番160地先 (B-1-3-4)	12.0メ ートル	4.5メ ートル			護岸	同上 (B-5-14)	延長 17.5メ ートル	天端高 2.8メ ートル				
熊野江 港	外郭 施設	護岸	延岡市熊野江町地先 (B-5-10)	延長 86.3メ ートル	天端高 2.8メ ートル	宮崎港	外郭 施設	導流 堤	宮崎市大字赤江字飛 江田地先 (B-4-5-1)	延長 155.0メ ートル	天端高 3.0メ ートル				
			同上 (C-6-6)	延長 112.0メ ートル	水深 2.0メ ートル				同上 (B-4-5-2)	延長 61.0メ ートル	天端高 3.0メ ートル				
古江港 (古江 ・阿蘇 地区)	外郭 施設	防波 堤	延岡市北浦町古江字 宇和路2338番地先 (B-1-26)	延長 20.0メ ートル	天端高 5.0メ ートル	突堤	宮崎市大字赤江字飛 江田地先 (B-7-1)	延長 50.0メ ートル	天端高 4.4メ ートル						
			延岡市北浦町古江字 阿蘇地先 (B-1-27)	延長 12.0メ ートル	天端高 5.0メ ートル			係留 施設	岸壁	宮崎市港東3丁目4番 地先 (C-1-10)	延長 198.0メ ートル	水深 9.0メ ートル			
			同上 (B-5-14)	延長 2.5メ ートル	天端高 2.8メ ートル					船揚 場	宮崎市港東1丁目1番 地先 (C-7-1)	延長 15.0メ ートル	水深 2.3メ ートル		
		延岡市北浦町古江字 古江浜地先 (B-5-30)	延長 30.0メ ートル	天端高 2.8メ ートル	臨港 交通 施設		駐車 場				宮崎市新別府町字前 浜1399番12 (D-4-4)	面積 5,605平 方メート ル	アスフ ォルト 舗装		
		延岡市北浦町古江字 阿蘇地先 (B-5-31)	延長 10.0メ ートル	天端高 2.8メ ートル				船舶 役務 用施 設	給水 施設		宮崎市港3丁目4番 (I-1-5)	1基	0.5ト ン/分		
		同上 (B-5-32)	延長 20.0メ ートル	天端高 2.8メ ートル						同上 (I-1-6)	1基	0.5ト ン/分			
	係留 施設	物揚 場	同上 (C-6-7)	延長 42.5メ ートル	水深 1.0メ ートル	廃棄 物処 理施 設	廃棄 物埋 立護 岸	宮崎市港東3丁目1 番地先 (K-1-2)	延長 853.0メ ートル	天端高 11.5メ ートル					
			延岡市北浦町古江字 古江浜地先 (C-6-16)	延長 120.0メ ートル	水深 3.0メ ートル			油津港	外郭 施設	護岸	日南市大字平野字大 節8338番1地先 (B-5-51)	延長 450.0メ ートル	天端高 12.5メ ートル		
			延岡市北浦町古江字 阿蘇地先 (C-6-17)	延長 120.0メ ートル	水深 3.0メ ートル						航行 補助 施設	航路 標識	日南市大字平野字大 節8338番41地先 (E-1-5)	1基	光達距 離 6.0カ イリ、 灯色 赤色
			同上 (C-6-18)	延長 110.0メ ートル	水深 2.0メ ートル								外浦港	外郭 施設	防波 堤
古江港 (直海 地区)	外郭 施設	防波 堤	延岡市北浦町市振字 直海3817番4地先 (B-1-17)	延長 10.4メ ートル	天端高 6.5メ ートル										

宮崎県知事 東国原 英 夫

			(B-1-4)		
	航行 補助 施設	航路 標識	日南市南郷町大字栄 松地先 (E-1-2)	1 基	光達距 離 1.8キ ロメー トル、 灯色 黄色
大島港	航行 補助 施設	航路 標識	日南市南郷町大字中 村字小場浜乙7906番 5 地先 (E-1-1)	1 基	光達距 離 5.0キ ロメー トル、 灯色 黄色
			日南市南郷町大字中 村字荒平7847番 1 地 先 (E-1-2)	1 基	光達距 離 3.7キ ロメー トル、 灯色 赤色
福島港	外郭 施設	防波 堤	串間市大字西方字下 夕町 15071番 128地 先 (B-1-5-10)	延長 45.8メ ートル	天端高 7.0メ ートル
			同上 (B-1-9-1)	延長 120.0メ ートル	天端高 5.5メ ートル
	突堤	串間市大字西方字新 渡目 15288番 1 地先 (B-7-4)	延長 87.7メ ートル	天端高 5.0メ ートル	
	係留 施設	船揚 場	串間市大字西方字下 夕町 15071番 127地 先 (C-7-2-2)	延長 30.0メ ートル	天端高 3.0メ ートル

公 告

大規模小売店舗立地法（平成10年法律第91号）第6条第2項の規定により、大規模小売店舗の変更に関する届出があったので、届出書その他関係書類を次のとおり縦覧に供する。

なお、当該大規模小売店舗を設置する者がその周辺の地域の生活環境の保持のため配慮すべき事項について意見を有する者は、本日から4月以内に宮崎県知事に意見書を提出することができる。

平成21年12月10日

- 1 大規模小売店舗の名称及び所在地
アタックス高鍋店
児湯郡高鍋町大字北高鍋字大池久保4478番1 外
- 2 大規模小売店舗を設置する者の氏名又は名称及び住所並びに法人にあっては代表者の氏名
株式会社ロンフレ 代表取締役 永友秀侍
小林市大字真方 218番地
- 3 変更しようとする事項
 - (1) 大規模小売店舗内の店舗面積の合計
(変更前) 2,907㎡
(変更後) 1,967㎡
 - (2) 大規模小売店舗の施設の配置に関する事項
 - ① 駐車場の位置及び収容台数
(変更前) 場内中央駐車場 (No 1) 72台
建物南側駐車場 (No 2) 15台
隣接駐車場 (No 3) 20台
合計 107台
(変更後) 建物敷地東側駐車場 (No 1) 94台
建物敷地外南側駐車場 (No 2) 15台
合計 109台
 - ② 駐輪場の位置及び収容台数
(変更前) A棟南東側 (No 1) 4台
A棟南東側 (No 2) 4台
B棟西側 (No 3) 7台
合計 15台
(変更後) A棟南東側 34台
 - ③ 荷さばき施設の位置及び面積
(変更前) A棟北東側 (No 1) 30㎡
B棟北側 (No 2) 25㎡
合計 55㎡
(変更後) A棟北東側 55㎡
 - ④ 廃棄物等の保管施設の位置及び容量
(変更前) 建物敷地北側 27㎡
(変更後) 建物敷地北側 (No 1) 16.39㎡
建物敷地北側 (No 2) 33.88㎡
合計 50.27㎡
 - (3) 大規模小売店舗の施設の運営方法に関する事項
 - ① 大規模小売店舗において小売業を行う者の開店時刻及び閉店時刻
(変更前) 開店時刻 午前10時00分
閉店時刻 午後8時00分
(変更後) 開店時刻 午前9時00分
閉店時刻 午後9時45分
 - ② 来客が駐車場を利用することができる時間帯
(変更前) 午前9時30分～午後8時30分
(変更後) 午前8時30分～午後10時00分
 - ③ 駐車場の自動車の出入口の数及び位置
(変更前) 場内中央駐車場南側及び西側 4箇所
建物南側駐車場北側 1箇所
隣接駐車場南側 1箇所
合計 6箇所
(変更後) 建物敷地東側駐車場南側及び北西側 4箇所
建物敷地外南側駐車場北側 1箇所

合計	5 箇所	平成21年12月1日
④ 荷さばき施設において荷さばきを行うことができる時間帯 (変更前) 午前9時30分～午後8時00分 (変更後) 午前6時00分～午後10時00分		5 変更する理由 農産物直売所の営業時間の見直しを行うため
4 変更する年月日 平成21年11月27日		6 届出年月日 平成21年11月26日
5 変更する理由 商環境の変化に伴う営業施策のため		7 届出書その他関係書類の縦覧場所及び期間
6 届出年月日 平成21年11月17日		(1) 場所 宮崎県商工観光労働部商業支援課、宮崎県西臼杵支庁総務課、宮崎県日南県税・総務事務所総務商工センター、宮崎県都城県税・総務事務所総務商工センター及び宮崎県延岡県税・総務事務所総務商工センター
7 届出書その他関係書類の縦覧場所及び期間		(2) 期間 平成21年12月10日から平成22年4月12日まで
(1) 場所 宮崎県商工観光労働部商業支援課、宮崎県西臼杵支庁総務課、宮崎県日南県税・総務事務所総務商工センター、宮崎県都城県税・総務事務所総務商工センター及び宮崎県延岡県税・総務事務所総務商工センター		8 意見書の提出先及び期間
(2) 期間 平成21年12月10日から平成22年4月12日まで		(1) 提出先 宮崎県商工観光労働部商業支援課
8 意見書の提出先及び期間		(2) 期間 平成21年12月10日から平成22年4月12日まで
(1) 提出先 宮崎県商工観光労働部商業支援課		9 意見書の記載事項
(2) 期間 平成21年12月10日から平成22年4月12日まで		意見書には、当該大規模小売店舗を設置する者がその周辺の地域の生活環境の保持のため配慮すべき事項についての意見とともに、意見書提出者の氏名又は名称及び住所並びに当該大規模小売店舗の名称を日本語により記載すること。
9 意見書の記載事項		建設業法(昭和24年法律第100号)第28条第3項の規定により、建設業者の営業の一部の停止を次のとおり命じた。
意見書には、当該大規模小売店舗を設置する者がその周辺の地域の生活環境の保持のため配慮すべき事項についての意見とともに、意見書提出者の氏名又は名称及び住所並びに当該大規模小売店舗の名称を日本語により記載すること。		平成21年12月10日 宮崎県知事 東国原 英 夫
大規模小売店舗立地法(平成10年法律第91号)第6条第2項の規定により、大規模小売店舗の変更に係る届出があったので、届出書その他関係書類を次のとおり縦覧に供する。		1 処分をした年月日 平成21年12月3日
なお、当該大規模小売店舗を設置する者がその周辺の地域の生活環境の保持のため配慮すべき事項について意見を有する者は、本日から4月以内に宮崎県知事に意見書を提出することができる。		2 処分を受けた者の商号、主たる営業所の所在地及び許可番号 コスモ緑化建設有限会社 えびの市大字池島 499 宮崎県知事許可(般-17)第9061号
平成21年12月10日 宮崎県知事 東国原 英 夫		3 処分を受けた者の代表者の氏名 星指 一茂
1 大規模小売店舗の名称及び所在地 西都農業協同組合 A コープさいと店 西都市大字右松2108番地 外18筆		4 処分の内容 平成21年12月18日から平成22年12月17日までの1年間、土木工事業に関する営業のうち、公共工事に係るもの又は民間工事であって補助金等の交付を受けているものの営業停止を命じる。
2 大規模小売店舗を設置する者の氏名又は名称及び住所並びに法人にあっては代表者の氏名 西都農業協同組合 代表理事 緒方安雄 西都市大字右松2071番地		注1「土木工事業に関する営業」とは、注文者から土木一式工事を請け負う営業をいう。
3 変更しようとする事項		注2「公共工事」とは、国、地方公共団体、法人税法(昭和40年法律第34号)別表第一に掲げる公共法人(地方公共団体を除く。)又は建設業法施行規則(昭和24年建設省令第14号)第18条に規定する法人が発注者である建設工事は民間資金等の活用による公共施設等の整備等の促進に関する法律(平成11年法律第117号)第2条第2項に規定する特定事業に係る建設工事をいう。
(1) 大規模小売店舗の施設の運営方法に関する事項		注3「民間工事」とは、上記注2以外の建設工事をいう。
① 大規模小売店舗において小売業を行う者の閉店時刻		注4「補助金等」とは、補助金等に係る予算の執行の適正化に関する法律(昭和30年法律第179号)第2条第1項に規定する補助金等及び同条第4項に規定する間接補助金等並びに地方公共団体の交付する給付金でこれらに類するものを
A コープみやざき (変更無) 午後9時		
さいと薬局 (変更無) 午後9時		
小僧寿し (変更無) 午後9時		
サンイトミヤ (変更無) 午後9時		
西都農業協同組合 (変更前) 午後5時		
(変更後) 午後7時		
4 変更する年月日		

いう。
 5 処分の原因となった事実
 星指造園土木有限会社（平成21年8月19日付けでコスモ緑化建設有限会社に商号変更）の前代表取締役は、えびの市が平成20年6月27日に施行した「平成20年度榎田橋橋梁維持工事」及び平成20年7月24日に施行した「平成20年度過疎対策事業市道御仕立山耕地9号線道路改良工事」の入札に関し、公正な入札を妨害したとして、平成21年10月5日に宮崎地方裁判所から懲役1年（執行

猶予3年）の判決を受け、その刑が確定している。このことは、建設業法第28条第1項第2号及び第3号に該当する。

建設業法（昭和24年法律第100号）第29条第1項の規定により、建設業者許可を次のとおり取り消した。

平成21年12月10日

宮崎県知事 東国原 英 夫

処分を受けた建設業者				処分の内容		処分の原因となった事実	処分をした年月日
許可番号	商号又は名称	代表者の氏名	主たる営業所の所在地	許可の区分	取り消した業種		
宮崎県知事許可(般-17)第662号	(有)赤塚建設	赤塚 ツユ子	宮崎県都城市高崎町大牟田1310-8	一般	建築工事業	平成21年10月14日付けで廃業した旨の届	平成21年10月14日 (一部廃業)
宮崎県知事許可(般-19)第1049号	(株)泉建設	税所 泉	宮崎県都城市高木町4771-2	一般	土木工事業、建築工事業、とび・土工事業、管工事業、鋼構造物工事業、ほ装工事業、しゅんせつ工事業、造園工事業、水道施設工事業	平成21年10月6日	平成21年10月6日 (全廃業)
宮崎県知事許可(特-18)第1542号	落丸建設(有)	落丸 弘	宮崎県日南市大字益安740	特定	土木工事業、建築工事業、大工工事業、左官工事業、とび・土工事業、石工事業、屋根工事業、タイル・れんが・ブロック工事業、鋼構造物工事業、鉄筋工事業、ほ装工事業、しゅんせつ工事業、板金工事業、ガラス工事業、塗装工事業、防水工事業、内装仕上工事業、熱絶縁工事業、建具工事業、水道施設工事業	平成21年10月30日	平成21年10月30日 (全廃業)
宮崎県知事許可(般-17)第4192号	(株)東洋	森 勇	宮崎県都城市山之口町富吉3027-1	一般	管工事業	平成21年10月27日	平成21年10月27日 (一部廃業)
宮崎県知事許可(般-19)第6312号	(有)技建工業	中村 修一	宮崎県都城市山之口町花木1349	一般	管工事業	平成21年10月9日	平成21年10月9日 (一部廃業)
宮崎県知事許可(般-18)第8119号	(有)大木産業	大木 龍喜	宮崎県西都市大字南方1196-5	一般	土木工事業、とび・土工事業、ほ装工事業、水道施設工事業	平成21年10月19日	平成21年10月19日 (一部廃業)
宮崎県知事許可(般-18)第10914号	国友工業(株)	川越 輝美	宮崎県日南市北郷町郷之原乙1362-2	一般	電気工事業	平成21年10月26日	平成21年10月26日 (一部廃業)
宮崎県知事許可(般-21)第11066号	(有)源工務店	源 隆美	宮崎県宮崎市大字有田2036-1	一般	左官工事業、とび・土工事業、石工事業、鋼構造物工事業、鉄筋工事業、板金工事業、ガラス工事業、塗装工事業、防水工事業、熱絶縁工事業、建具工事業	平成21年10月28日	平成21年10月28日 (一部廃業)
宮崎県知事許可(般-20)第11773号	(有)タバタ工業	田端 憲義	宮崎県東臼杵郡門川町大字門川尾	一般	管工事業	平成21年10月21日	平成21年10月21日 (一部廃業)

			末 10833-1				
宮崎県知事許可(特-21)第11983号	宮崎建設開発(株)	甲斐 英和	宮崎県宮崎市橋通西5-1-23	特定	土木工事業、とび・土工工事業、鋼構造物工事業、ほ装工事業、しゅんせつ工事業、造園工事業、水道施設工事業	平成21年10月29日付で廃業した旨の届	平成21年10月29日(全廃業)
宮崎県知事許可(般-19)第12342号	(株)藤設備	藤戸 祐太	宮崎県宮崎市霧島2-21	一般	土木工事業、とび・土工工事業、石工事業、鋼構造物工事業、ほ装工事業、しゅんせつ工事業	平成21年10月15日	平成21年10月15日(一部廃業)

入札公告

総合評価一般競争入札を次のとおり実施する。

平成21年12月10日

宮崎県知事 東国原 英 夫

1 競争入札に付する事項

- (1) 業務名 自治体クラウド開発実証事業におけるASP・SaaS業務(以下「委託業務」という。)
- (2) 契約期間 契約締結の日から平成22年3月31日まで
- (3) 業務の特質等 自治体クラウド開発実証事業におけるASP・SaaS業務委託仕様書(以下「仕様書」という。)による。
- (4) 入札方法 (1)について、総合評価一般競争入札を行うので、総合評価のための企画提案書等(以下「企画提案書等」という。)及び入札書を指定した期日に提出すること。必要書類の種類及び部数については、入札説明書による。入札金額は委託業務に係る一切の諸経費を含めた額を記載すること。

なお、落札決定に当たっては、入札書に記載した金額に当該金額の100分の5に相当する金額を加算した金額(1円未満の端数があるときは、その端数を切り捨てた金額)をもって落札価格とするので、入札者は、消費税及び地方消費税に係る課税事業者であるか免税事業者であるかを問わず、見積もった契約希望金額の105分の100に相当する金額を入札書に記載すること。

2 競争入札に参加する者に必要な資格

- (1) 平成21年宮崎県告示第234号に規定する資格を有する者で、業種がサービス(役務の提供)に関する業種のもの(以下「参加資格者」という。)であり、かつ、次のア及びイの要件を満たす者とする。
 - ア この公告の日から企画提案書等のヒアリングを行う日までの間に宮崎県から指名停止の措置を受けていない者
 - イ 過去2年以内に、上記1の(1)と類似するシステムの開発実績を2件以上有している者
- (2) 共同企業体(JV)での参加は可とする。ただし、各構成員が参加資格者であって、(1)アに該当し、かつ、構成員のいずれかが(1)イに該当する者であること。なお、JVの構成員として参加した者は、単独で参加することはできない。
- (3) 入札に参加しようとする者は、入札参加資格審査申請書に入札説明書に掲げる書類を添付して提出し、入札参加資格審査を受けなければならない。
 - ア 提出場所 宮崎県県民政策部情報政策課行政情報化推進担当 宮崎市橋通東2丁目10番1号 郵便番号 880-8501 電

話番号0985(26)7046

- イ 提出期限 平成21年12月22日午後5時
 - ウ 提出方法 持参又は送付(送付にあっては、書留郵便又はそれと同等の手段に限る。)によること。
 - エ その他 上記提出期限を経過しても入札書の提出期限までは入札参加資格審査に係る書類を随時受け付けるが、この場合には資格要件審査が入札に間に合わないことがある。なお、入札者は、当該書類について説明を求められたときは、これに応じなければならない。
- 3 契約条項を示す場所及び期間
 - (1) 場所 宮崎県県民政策部情報政策課行政情報化推進担当
 - (2) 期間 平成21年12月10日から平成21年12月28日まで(土曜日、日曜日及び祝日を除く。午前9時から午後5時まで)
 - 4 入札説明書の交付場所及び交付期間
 - (1) 場所 宮崎県県民政策部情報政策課行政情報化推進担当
 - (2) 期間 平成21年12月10日から平成21年12月28日まで(土曜日、日曜日及び祝日を除く。午前9時から午後5時まで)
 - 5 入札説明会の場所及び日時
 - (1) 場所 宮崎県庁附属棟3階302号室 宮崎市橋通東2丁目10番1号
 - (2) 日時 平成21年12月15日午前10時
 - 6 入札書の提出場所、提出期限及び提出方法
 - (1) 提出場所 宮崎県県民政策部情報政策課行政情報化推進担当
 - (2) 提出期限 平成22年1月5日午前10時(送付にあっては平成22年1月4日午後5時必着)
 - (3) 提出方法 持参又は送付(送付にあっては、書留郵便又はそれと同等の手段に限る。)によること。
 - 7 企画提案書等の提出場所、提出期限及び提出方法

入札への参加を希望する者は、入札説明書で定める企画提案書等を提出すること。なお、企画提案書等を提出した者に対しては、平成22年1月中にヒアリングを行う予定である。

 - (1) 提出場所 宮崎県県民政策部情報政策課行政情報化推進担当
 - (2) 提出期限 平成22年1月5日午前10時(送付にあっては平成22年1月4日午後5時必着)
 - (3) 提出方法 持参又は送付(送付にあっては、書留郵便又はそれと同等の手段に限る。)によること。
 - 8 開札の場所及び日時
 - (1) 場所 宮崎県庁附属棟3階306号室 宮崎市橋通東2丁目10番1号
 - (2) 日時 平成22年1月5日午前10時
 - 9 入札保証金

入札保証金については、宮崎県財務規則(昭和39年宮崎県規則

第 2 号) 第 100 条の規定による。

10 入札の無効に関する事項

宮崎県財務規則第 125 条に規定する入札は、無効とする。

11 落札者の決定の方法

(1) 有効な入札書を提出し、委託業務の予定価格に 105 分の 100 を乗じて得た額の範囲内の価格をもって入札した者であって、入札説明書で定める総合評価の方法をもって価格その他の条件が宮崎県にとって最も有利な者を落札者とする。ただし、落札者となるべき者の入札価格によっては、その者により委託業務の契約の内容に適合した履行がされないおそれがあると認められるとき、又はその者と契約を締結することが公正な取引の秩序を乱すこととなるおそれがある著しく不当であると認められるときは、その者を落札者とせず、予定価格の範囲内の価格をもって入札した他の者のうち、入札説明書で定める総合評価の方法をもって価格その他の条件が宮崎県にとって次に有利な申込みをした者を落札者とする。

(2) 企画提案書等は、別に定める自治体クラウド開発実証事業における ASP・SaaS 業務委託総合評価基準書に示す各評価項目 (以下「各評価項目」という。) において提案内容の評価に応じて加点 (以下「企画提案点」という。) を与えるものとする。

(3) 入札価格について次の式により算出した数値 (以下「価格点」という。) を与えるものとする。

$$\text{価格点} = (1 - \text{入札価格} / \text{予定価格}) \times 60 + 20$$

(4) 各評価項目の全てについて仕様書の要求要件を満たし、かつ、企画提案点と価格点の合計点が最も高い者 (以下「最高評価値者」という。) を落札者とする。

(5) 最高評価値者が 2 者以上あるときは、当該最高評価値者にくじを引かせ、落札者を決定する。この場合において、当該最高評価値者のうちくじを引かないものがあるときは、これに代えてこの入札の事務に関係のない県職員にくじを引かせるものとする。

12 契約に関する事務を担当する部局等

宮崎県県民政策部情報政策課行政情報化推進担当 宮崎市橋通東 2 丁目 10 番 1 号 郵便番号 880-8501 電話番号 0985 (26) 7046

13 入札書及び契約の手続において使用する言語及び通貨

日本語及び日本国通貨

14 その他

(1) この競争入札による調達は、世界貿易機関 (WTO) に基づく政府調達に関する協定の適用を受ける。

(2) 特定調達に係る苦情処理の関係において、宮崎県政府調達苦情検討委員会は、調達手続の停止等を要請する場合がある。この場合、調達手続の停止等があり得る。

(3) その他、この競争入札に関する詳細は、入札説明書による。

15 Summary

(1) Nature and quantity of the service required: Electronic application service offer duties

(2) Time limit for tender: 10:00a.m 5 January 2010

(3) Contact point for the notice: Prefectural Policy Department Information Administration Division Miyazaki Prefectural Government (平成 19 年分)

別冊 政党の部 1 総括表の表中

vernment, 2-10-1 TachibanadoriHigashi, Miyazaki City, 880-8501 Japan. TEL: 0985-26-7046

病院局公告

落札者等の公告

一般競争入札により落札者を決定したので、次のとおり公示する。

平成 21 年 12 月 10 日

宮崎県病院局長 甲斐景早文

1 落札に係る調達件名

血管造影装置 3 式 (設置に必要な工事を含む。)

2 契約に関する事務を担当する部局等

宮崎県病院局経営管理課財務担当 宮崎市橋通東 1 丁目 9 番 10 号

3 落札者を決定した日

平成 21 年 11 月 5 日

4 落札者の氏名及び住所

アイティーアイ株式会社 長崎市興善町 6 番 7 号

5 落札金額

435,268,396 円

6 一般競争入札の公告を行った日

平成 21 年 9 月 14 日

選挙管理委員会告示

宮崎県選挙管理委員会告示第 79 号

政治資金規正法 (昭和 23 年法律第 194 号) 第 12 条第 1 項の規定により、政治団体の会計責任者から提出された平成 20 年分の収支及び支出に関する報告書の要旨は次のとおりである。

平成 21 年 12 月 10 日

宮崎県選挙管理委員会委員長 川崎浩康

(その他の政治団体)

政治団体の名称 松田茂徳後援会

(平成 20 年分)

1 収入・支出の総額

(1) 収入総額	0 円
ア 前年繰越額	0 円
イ 本年收入額	0 円
(2) 支出総額	0 円

宮崎県選挙管理委員会告示第 80 号

政治資金規正法 (昭和 23 年法律第 194 号) 第 12 条第 1 項の規定により、政治団体の会計責任者から提出された平成 19 年分の収支報告書について自由民主党宮崎県都城市第一支部の会計責任者から訂正の報告があったので、同法第 20 条第 1 項の規定に基づき、平成 19 年分の政治団体の収支報告書の要旨の一部を次のとおり訂正する。

平成 21 年 12 月 10 日

宮崎県選挙管理委員会委員長 川崎浩康

宮 崎 県 公 報

平成 21 年 12 月 10 日 (木曜日) 第 2141 号

自由民主党宮崎県 都城市第一支部	H20. 3. 19	642,275	0	642,275	642,275	0	74,400	104	0	0
---------------------	---------------	---------	---	---------	---------	---	--------	-----	---	---

0	0	0	0	567,875	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0
---	---	---	---	---------	---	---	---	---	---	---	---	---	---	---

0	0	642,275	0	642,275	0
---	---	---------	---	---------	---

を

自由民主党宮崎県 都城市第一支部	H20. 3. 19	942,275	0	942,275	942,275	0	74,400	104	0	0
---------------------	---------------	---------	---	---------	---------	---	--------	-----	---	---

300,000	300,000	0	0	567,875	0	0	0	0	0	0	0	0	0
---------	---------	---	---	---------	---	---	---	---	---	---	---	---	---

0	0	300,000	0	642,275	0	942,275	0
---	---	---------	---	---------	---	---------	---

に改める。

別冊 政党の部 2 寄附の内訳の表中に

自由民主党宮崎県都城市第一支部 (政治団体) 都城地区建設業政治連盟	300,000	都城市
--	---------	-----

を加える。

宮崎県選挙管理委員会告示第81号

政治資金規正法（昭和23年法律第 194号）第12条第1項の規定により、政治団体の会計責任者から提出された平成19年及び20年分の収支報告書について川村秀三郎後援会の会計責任者から訂正の報告があったので、同法第20条第1項の規定に基づき、平成19年及び20年分の政治団体の収支報告書の要旨の一部を次のとおり訂正する。

平成21年12月10日

宮崎県選挙管理委員会委員長 川 崎 浩 康

(平成19年分)

別冊 その他の政治団体の部 1 総括表の表中

川村秀三郎後援会	H20. 3. 31	19,743,495	45,393	19,698,102	17,440,848	2,302,647	0	0
----------	---------------	------------	--------	------------	------------	-----------	---	---

2,097,370	0	2,600,000	4,697,370	0	15,000,000	0	732	1,588,400	6,421	501,430
-----------	---	-----------	-----------	---	------------	---	-----	-----------	-------	---------

1,871,962	3,968,213	1,930,731	0	0	1,644,534	0	0	0	9,897,370	0	13,472,635	0
-----------	-----------	-----------	---	---	-----------	---	---	---	-----------	---	------------	---

を

川村秀三郎後援会	H20. 3. 31	20,743,495	45,393	20,698,102	18,440,848	2,302,647	0	0
----------	---------------	------------	--------	------------	------------	-----------	---	---

2,097,370	0	3,600,000	5,697,370	0	15,000,000	0	732	1,588,400	6,421	501,430
-----------	---	-----------	-----------	---	------------	---	-----	-----------	-------	---------

1,871,962	3,968,213	1,930,731	0	0	1,644,534	0	0	1,000,000	9,897,370	0	13,472,635	0
-----------	-----------	-----------	---	---	-----------	---	---	-----------	-----------	---	------------	---

に改める。

別冊 その他の政治団体の部 2 寄附の内訳の表中

川村秀三郎後援会 (政治団体)		
日本林業の政策を推進する政治連盟	300,000	東京都
豊かで住みよい宮崎をつくる会	2,300,000	宮崎市

を

川村秀三郎後援会 (政治団体)		
日本林業の政策を推進する政治連盟	300,000	東京都
豊かで住みよい宮崎をつくる会	2,300,000	宮崎市
南九州府を創る会	1,000,000	宮崎市

に改める。

(平成20年分)

別冊 その他の政治団体の部 7 政治資金パーティー対価に係る
収入の内訳 (1 件20万円以上のもの) の表中

川村秀三郎後援会			
かわむら秀三郎と語る集い	都光電機産業(株)	700,000	宮崎市

を

川村秀三郎後援会			
かわむら秀三郎と語る集い	都光電機産業(株) 民主党宮崎県総支部連合会	700,000 500,000	宮崎市 宮崎市

に改める。

宮崎県選挙管理委員会告示第82号

政治資金規正法 (昭和23年法律第 194号) 第12条第 1 項の規定により、政治団体の会計責任者から提出された平成20年分の収支報告書について田口雄二後援会の会計責任者から訂正の報告があったので、同法第20条第 1 項の規定に基づき、平成20年分の政治団体の収支報告書の要旨の一部を次のとおり訂正する。

平成21年12月10日

宮崎県選挙管理委員会委員長 川 崎 浩 康

(平成20年分)

別冊 その他の政治団体の部 1 総括表の表中

田口雄二後援会	H21. 3. 31	593,870	593,870	0	34,350	559,520	0	0	0	0					
0	0	0	0	0	0	0	0	0	34,350	0	34,350	0	0	0	0
0	0	0	0	0	0	0									

を

宮 崎 県 公 報

平成 21 年 12 月 10 日 (木曜日) 第 2141 号

田口雄二後援会	H21. 3. 31	663,870	593,870	70,000	34,350	629,520	0	0	0	0
---------	---------------	---------	---------	--------	--------	---------	---	---	---	---

70,000	70,000	0	0	0	0	0	0	0	34,350	0	34,350	0	0	0	0
--------	--------	---	---	---	---	---	---	---	--------	---	--------	---	---	---	---

0	0	0	0	0	0	0
---	---	---	---	---	---	---

に改める。

別冊 その他の政治団体の部 2 寄附の内訳の表中に

田口雄二後援会 (政治団体) 宮崎民社協会延岡支部	70,000	延岡市
---------------------------------	--------	-----

を加える。

--	--